

老高発0408第1号
令和4年4月8日

各都道府県高齢者保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

特別養護老人ホームへの入所申込者の状況に関する調査について（依頼）

平素より高齢者保健福祉行政の推進に格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特別養護老人ホーム（※地域密着型を含む。以下同じ。）への入所申込者（特別養護老人ホームに入所を申し込んでいるものの、調査時点で当該特別養護老人ホームに入所していない者）の状況に関する調査については、厚生労働省において、地方自治体の御協力の下、平成21年度、平成25年度、平成28年度及び令和元年度に実施・公表したところですが、①前回調査から一定期間が経過していること、②「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年11月26日一億総活躍国民会議）」において、2020年代初頭までに、介護離職ゼロをなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機されている高齢者を解消することを目指し、介護の受け皿を38万人分以上から50万人分以上へ拡大することが盛り込まれていること、③「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成27年3月18日厚生労働省告示第70号）」において、入所申込者が多数存在する特別養護老人ホームについては、保険者である市区町村において、入所申込を行っている要介護高齢者等のうち、介護の必要性や家族の状況等により、当該施設以外では生活が困難であり、真に入所が必要と判断される被保険者を的確に把握し、必要なサービスの種類ごとの量を見込んだ上で、介護保険事業計画を策定することが必要とされていること、④令和6年度に第9期介護保険事業（支援）計画に関する基本方針を策定する必要があることから、最新の状況を把握するため、前回の調査内容を見直した上で実施したいと考えております。

つきましては、御多忙中大変恐縮ですが、下記のとおり御回答くださいますようお願いいたします。

記

- 1 回答様式 別紙1～3（別途Excelファイルを送信）
- 2 提出期限 令和4年9月1日（木）期限厳守

- 3 提出方法 必要事項を全てご記入いただき、下記照会先のメールアドレスあてに電子媒体（Excel ファイル）でご提出ください。
- 4 前回調査からの主な変更点
①「申込時期」の簡素化②「特定施設入居者生活介護」の項目追加
- 5 留意事項
- (1) 指定都市、特別区及び中核市を含めた管内市区町村の状況を御回答ください。
- (2) 特別養護老人ホームへの入所申込者の実態を的確に把握するためには、特別養護老人ホームから提供される情報について、市区町村の区域を越えた重複申込の排除を行う必要があります、別紙3の記入にあたっては市区町村の協力が不可欠であることなどから、管内市区町村と緊密に連携を図りつつ、主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。
- (3) 令和4年4月1日時点における管内の特別養護老人ホームへの入所申込者について、氏名、生年月日、保険者番号又は被保険者番号（介護保険）等により名寄せし、①重複申込みの排除②申込時点以後の死亡者の除外③申込時点以後の既入所者の除外④他都道府県からの申込者の除外（別紙3については、他市区町村からの申込者（他都道府県分を含む。）の除外・当該市区町村への申込者の追加）を実施した後の令和4年4月1日時点での「実質申込者」の状況を御回答ください。
- (4) 各都道府県における独自調査と今回の国調査の調査時点・手法などが同一で十分記載ができる場合には、当該独自調査の結果をご活用いただいても構いませんが、調査時点が令和4年4月1日ではない場合、調査手法が異なり要介護度1・2について特例入所要件の該当者のみに絞りきれない場合、当該独自調査の結果のみでは、要介護度別の内訳や申込時期が不明であって十分な記載ができない場合などには、今回の国調査の実施にあたって新たに調査を実施していただきますようお願いいたします。
- (5) 本調査結果は公表を前提としておりますが、公表範囲・時期等については現時点では未定です。

【照会先】

厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL：03-3595-2888（内線 3971）

FAX：03-3595-3670

E-mail：tokuyou-kijun@mhlw.go.jp